

利率, 据置期間の長いコロナ対策の融資制度の早見表(兵庫県)・5/7版

北浜南法律事務所

制度主体		国		兵庫県		
名称		新型コロナウイルス感染症特別貸付		新型コロナウイルス対応無利子資金	新型コロナウイルス対策貸付	新型コロナウイルス危機対応貸付
貸付の上限金額(※1)		合計6000万円		3000万円	2.8億円	2.8億円
		3000万円	3000万円			
利率	3年以内	0%(※2)	基準利率(災害)-0.9%	0%	0.7%	0.7%
	3年経過後	基準利率(災害)		0.7%		
期間	据置期間	5年以内		5年以内	2年以内	2年以内
	返済期間	運転資金:15年以内, 設備資金:20年以内		10年以内	10年以内	10年以内
保証	保証協会の保証	不要		必要	必要	必要
	保証料	-		当初3年:0% 3年以後:0.85%	一般保証:0.45~1.90% セーフティネット保証: 0.80%	年0.8%
市町村長の認定証(※3)		不要		セーフティネット保証4号(※4) セーフティネット保証5号(※5) 危機関連保証(※6)	セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号 一般保証	危機関連保証
売上減少 (制度利用に最低限必要な割合)	既存事業者	小規模:個人事業主:5%, 法人:15% 中規模事業主:20%(※7)	5%	小規模個人事業主:5% 法人, 中規模個人事業主:15%	5%(4号) 20%(5号)	15%
	新規事業者	○	○	○	○	○
貸主		日本政策金融公庫		指定の金融機関		
相談窓口		業資金相談ダイヤル:0120-154-505, (来店は予約制)		兵庫県産業労働部地域金融室:078-362-3321・各金融機関		

※ この表は、原則のみ記載しています。必ず詳細を各金融機関にお問合せ下さい。

※1 は、貸付け自体も含め、各金融機関の審査があります。

※2 は、国の「特別利子補給制度」を利用した場合の利率です。

※3 は、各市町村に書類を提出して、認定してもらいます。

※4 は、兵庫県は指定地域なので、売上が20%減少していれば申請可能です。

※5 は、全ての業種が指定されているので、売上が5%減少していれば申請が可能です。

※6 は、新型コロナウイルス感染症が対象として指定されているので、その影響で売上が15%減少していれば申請が可能です。

※7 は、小規模事業者とは、小売業、卸売業、サービス業(飲食店含む)は原則従業員5人以下、その他は20人以下の事業者であり、それ以上で一定規模以下(飲食業は従業員100人以下)は中規模事業者になります。

※表だけの無断転載禁止